

令和 6 年度

いじめ防止基本方針

ゼロ
いじめの
声をかけよう
誰にでも

【青梅七小・青梅六中 いじめゼロスローガン】

七小児童会・六中学生会で策定

令和 6 年 4 月 1 日

青梅市立第七小学校

1 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題と無関係ですむ児童はいない」との認識に立つことを基本とする。そして、全校児童が安全で安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を伸長することができるよう「いじめのない明るい学校づくり」に努めていく。そのため本校では、家庭、地域、関係機関との連携のもと、いじめの未然防止および早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速に対処できるように「青梅市立第七小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本方針として、次の四つのポイントをあげる。

いじめ防止基本方針

- 人を思いやり、人に尽くす教育活動を推進する。
- 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。
- いじめを発見したときには迅速に対応し、早期解決を目指す。

<いじめの定義>

「いじめ」とは、「児童等に対して、同じ学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとし、いじめられている生徒がいじめだと感じているものはいじめとなる。

※ 「いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成25年6月）」抜粋

いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

この附帯決議の趣旨は、もし、生徒本人が、苦痛を感じていない場合であっても、いじめに該当する事例はあり得るということである。この趣旨を踏まえ、学校いじめ対策委員会では、加害生徒の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知することもある。

2 いじめ未然防止のための取組

(1)「人を思いやり、人に尽くす教育活動」を推進していく。

- ① たてわり班による異年齢集団での活動を推進し、思いやりや他者への尽くす気持ちを育成する。
- ② 友達を「さん」付けで呼び、挨拶が響きあう思いやりがあふれる言語環境をつくる。
- ③ 保育園や老人介護施設などとの交流活動に取り組む。

(2)「児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情をはぐくむ教育活動」を推進していく。

- ① 人権教育および道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成。
- ② 読書の励行や図書ボランティアによる読み聞かせ活動に取り組む。
- ③ 道徳の授業の充実を図るとともに、道徳授業地区公開講座を実施する。

(3)「いじめは絶対に許さない、見過ごさない。」という雰囲気为学校全体への醸成

- ① 全校朝会での児童への指導を徹底する。
- ② 生活指導部を中心とした共通理解をもった児童への指導および対応を行うとともに、校内委員会を中心としたいじめへの組織的な対応を徹底する。

児童会による「いじめゼロ宣言」に取り組むとともに、青梅市の「いじめゼロ宣言子ども議会」へ参加する。

(4)校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上

- ① 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めるとともに、学級経営を充実する。
- ② 「いじめ防止教育プログラム」等を活用した授業を実施する。
- ③ 講師を招聘して校内研修を実施する。

(5)児童および保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進

- ① SCを中心とした相談体制を充実し周知する。
- ② 携帯電話やインターネット活用についての学習を計画的に実施する。
- ③ 情報モラル教育の徹底とポスターの掲示やチラシ等を配布して啓発する。

(6)家庭・地域・関係諸機関との緊密な連携・協力の推進

- ① 年間4回の保護者会や1学期に家庭訪問を実施する。
- ② 年間2回の学校公開や運動会、展覧会または学芸会を実施する。(保護者・地域住民・学校運営連絡協議会委員・関係機関等を対象とする)
- ③ 学校・学級便り等での情報提供や協力を依頼する。
- ④ 「学校サポートチーム」の機能を学校運営連絡協議会に位置づける。年間3回の協議会の場で学校のいじめの現状と対応についての報告や協議を行う。

3 いじめ等の早期発見・早期対応

(1) いじめ等の早期発見の取り組み

- ① 青梅市いじめ調査アンケートを年間5回行い、児童の悩みや人間関係を把握するとともに、日記や会話等から日々の児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努めるとともに、いじめ等について抵抗なく相談できる校内体制や環境を整える。(SCの効果的な活用)
- ③ 保護者会や学校・学級便り等を通じた学校・学級の取り組みの発信および情報の収集と共有に努める。
- ④ 目に見えにくいとされるネット上のいじめに対しても、児童や保護者からの申し出、また児童の様子の変化などから早期の発見を心がける。小学生は安心という既成概念を持たない対応を行う。
- ⑤ いじめ防止強化月間を年5回設置。(都ふれあい月間を含む。)

(2) いじめ等の早期対応の取組

- ① いじめの発見・通報を受けたときは、学級担任だけで抱え込むのではなく、校長を中心に組織的に対応する。
- ② 情報収集を綿密に行い、いじめの有無を確認した上で、いじめられている児童の安全を最優先に考える。また、いじめている児童には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導に当たる。
- ③ いじめをやめさせ再発を防止するために、いじめられていた児童とその保護者に対する支援に努める。また、いじめていた児童の指導とその保護者への助言を継続して行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、SCやSSW(スクールソーシャルワーカー)等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応する。
- ⑤ 教職員のいじめ発見の視点を常に明確にするために「いじめ発見のためのチェックシート」を活用した校内研修を行う。
- ⑥ 長期休業日前には、各家庭に相談窓口等を記載したリーフレットを配布し、児童・保護者に周知を図る。
- ⑦ 児童・保護者その他の者からいじめの相談を受けた際の組織的な対応および教育委員会への報告。(市条例 第20条)

<いじめ発見のためのチェックシート>

【表情・態度】

- | | |
|---|---|
| ☐ 笑顔がなく沈んでいる。 | ☐ ぼんやりとしていることが多い |
| ☐ 視線をそらし、目を合わそうとしない。 | ☐ わざとらしくはしゃいでいる。 |
| ☐ 表情がさえず、ふさぎ込んでいる。 | ☐ 周りを気にし、おどおどしている。 |
| ☐ 感情の起伏が激しい。 | ☐ いつも一人でいることが多い |

【身体・服装】

- | | |
|---|---|
| ☐ 体に原因不明な傷がある。 | ☐ けがの原因をあいまいにする。 |
| ☐ 顔色が悪く、活気がない。 | ☐ 登校時に、体の不調を訴える |
| ☐ 寝不足で顔がむくんでいる。 | ☐ 服に靴の跡がある。 |
| ☐ ボタンが取れていたり、シャツやズボンが破れたり裂けたりしている。 | |

【持ち物・金銭】

- | | |
|--|--|
| ☐ かばんや筆箱などが隠される。 | ☐ 必要以上に金銭を持っている |
| ☐ ノートや教科書などに落書きがある。 | ☐ 作品や掲示物にいたずらされる。 |
| ☐ 机や椅子が傷付けられたり、いたずらされたりする。 | |
| ☐ 靴や上履きが傷付けられたり、いたずらされたりする。 | |

【教員との関係】

- | |
|--|
| ☐ 教員と目を合わせなくなる。 |
| ☐ 教員との関わりや会話を避けようになる。 |

【言葉・行動】

- | | |
|--|---|
| ☐ 他の生徒からの言葉かけが全くない。 | ☐ すぐに保健室に行きたがる。 |
| ☐ いつも一人でいたり、泣いていたりする。 | |
| ☐ 登校渋りや、忘れ物が多くなってきた。 | ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。 |
| ☐ 職員室や保健室付近にすることが多い。 | ☐ いつも人の嫌がる仕事をしている。 |
| ☐ 家から金品を持ち出す。 | |

【遊び・友人関係】

- | | |
|--|--|
| ☐ いつも遊びの中に入れない。 | ☐ 笑われたり冷やかされたりする。 |
| ☐ 友人から不快に思う呼び方をされている。 | ☐ よくケンカが起こる。 |
| ☐ 特定のグループと常に行動を共にする。 | |
| ☐ 付き合う友人が急に変わり、友達のことを聞くと嫌がる。 | |
| ☐ グループでの作業などに入れてもらえない。 | |
| ☐ 暴力的な遊びにいつも参加させられる。 | |
| ☐ 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 | |

4 重大事態への対応

(1) 「重大事態」発生の判断

【青梅市いじめ防止基本方針】 第4章 重大事態の発生と調査

1 重大事態の意味

いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合をいう。「生命、心身または財産に重大な被害が発生した場合」は、児童・生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合をいう。

児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと言う申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。児童・生徒または保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を青梅市長および青梅市議会に報告する。

【いじめ防止対策推進法】 第28条第1項

学校の設置者は又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下、「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策協議会資料 文部科学省 平成29年2月7日】

① 児童生徒が自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

② 心身に重大な被害を負った場合

○リストカットなどの自傷行為を行った。

○暴行を受け、骨折した。

○投げ飛ばされ脳震盪となった。

○殴られて歯が折れた。

○カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。

○心的外傷後ストレス障害と診断された。

○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。

○おいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - 複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。
 - スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - 欠席が続く（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学した。

重大事態に係る対処は、学校の設置者である青梅市教育委員会との密接な連携・強力の下に行う必要がある。このことから、校長が重大事態の発生か否かの判断に迷うときなどは、教育委員会と協議の上、迅速且つ適切に判断する。

- (1) いじめられている児童の安全確保に努めるとともに、組織的な対応を図る。
- (2) 重大事態発生について、速やかに青梅市教育委員会へ報告し、助言や指導を受ける。
- (3) 青梅市教育委員会が行う調査に協力する。
- (4) 調査結果について、いじめられていた児童の保護者に対しても事実関係等を適切に提供する。

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校いじめ防止対策委員会の設置

校内にいじめ防止や対応についての措置を実効的に行うための組織「第七小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。本委員会は、メンバーと役割を明確にするとともに、全教職員が児童の様子や児童間のトラブルに気付いた場合、どのような手段や方法で、本委員会に報告するかを図式化して示すなど全職員がその組織の役割を理解できるようにする。また、学校いじめ防止基本方針の策定や計画の見直し、学校におけるいじめ防止等の取り組みについて、PDCAサイクルで検証を行う。

(2) 既存組織との関連

「第七小学校いじめ防止対策委員会」は校内委員会のメンバーとスクール・カウンセラーが当たる。また、「第七小学校いじめ防止対策委員会」は学校運営連絡協議会や関連機関の協力を得て、いじめ防止に向けた効果的な対策を講じる。

6 家庭や地域、関係機関との連携

- (1) いじめの発見・通報を受けたときは、家庭との連携をいつも以上にし、学校側の取り組みについての情報を伝えとともに、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。学校だけで解決を図ろうとしない。
- (2) いじめられている児童が学校や家庭に相談できない場合は、「いのちの電話」等のいじめ問題の相談窓口について周知し、利用するように促す。
- (3) いじめの事実を確認した場合は、青梅市教育委員会へ報告する。重大事態発生時は、青梅市教育委員会に助言・指導を求め、学校として組織的に対応する。
- (4) PTAや地域の会合で、いじめ問題等、健全育成についての話し合いや情報交換をする。
- (5) 青梅市教育相談所やSC、SSWなど連携しながら指導を行う。
- (6) 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力して対応する。